

○第十五改正日本薬局方の一部改正について

(平成20年7月31日)  
(薬食発第0731012号)

(各都道府県知事あて厚生労働省医薬食品局長通知)

標記について、平成20年7月31日厚生労働省告示第417号をもって、「日本薬局方(平成18年厚生労働省告示第285号)の一部を改正する件」が別添のとおり告示され、同日適用されることとなったので、下記の事項に御留意の上、関係者に対する周知徹底及び指導に御配慮いただきたい。

記

第1 第十五改正日本薬局方(以下「薬局方」という。)の一部改正の要点について

1. 医薬品各条の部ヘパリンナトリウムの条において、純度試験の項を改正し、過硫酸化コンドロイチン硫酸に係る規定を追加したこと。
2. 上記1. に伴い、一般試験法の部9.01標準品の条を改正し、過硫酸化コンドロイチン硫酸標準品を追加したこと。

第2 適用時期について

本改正告示は、平成20年7月31日より適用すること。

(ワープロ表示)

[画像1 \(670KB\)](#)

[画像2 \(756KB\)](#)

[画像3 \(909KB\)](#)